

あんどさいくりんぐサポーターズクラブ会員 利用規約

(旧 あんどさいくりんぐ小楽校 利用規約)

この利用規約（以下「本規約」）は、あんどさいくりんぐ東京の運営者であるVOLバイシクルプラスワン株式会社（以下「当社」）が、当社が提供するサービス（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。利用いただく皆様（以下「会員」）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（利用規約の適用）

1. 本規約は、会員と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下「個別規定」）をすることがあります。これら個別規定はその名称いかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第2条（利用規約の変更）

当社は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の利用規約については、当社のサイト上への掲載、電子メールもしくはその他当社が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第3条（入会申込）

1. 本サービスの利用を希望する者は、別に定める所定の入会申込書もしくは入会フォーマットに必要事項を記入して、当社に提出しなければなりません。
2. 第5条に定める会費の納入日を入会日とします。
3. 本サービス月間利用日数が1ヶ月に満たない場合でも、当社は会費の日割り計算は行いません。

第4条（入会資格）

1. 当社の運営方針に賛同し、当社が定めたルールを守れる方。
2. 年齢は問いません。但し、18歳未満は保護者の同意書が必要です。
3. 一般的なスポーツと同じく、危険が伴いますので、各自で保険等の加入をお願いします。
4. 本サービス利用中における事故については、その事故の原因が当社に起因する場合を除き、会員の自己責任となります。会員は、自らの責任において自転車損害賠償責任保険等に加入するものとします。
5. 自転車を保有している会員でノーブレーキ、ピストバイク、素早いブレーキ操作が難しいブルホーンハンドルなど、公道で走るのに危険な車種でのライドイベント、サイクリングツアーの参加は原則禁止いたします。
6. 自転車を保有している会員が保有する自転車を利用して本サービスへ参加するための条件として、道路交通法に則り、前照灯、尾灯、警音器を取り付けていただくことが条件となります。装着が確認できなかった場合、当社のレンタル品として有料で貸し出しを致します。
7. 入会資格及び利用規約が守られない場合は、入会をお断りすることや退会していただく場合があります。

第5条（会費、会費の納入方法、会員特典）

会員の月額会費、会員特典および月額会費の納入方法は以下の通りです。

なお、諸サービスの利用にあたっては、ご利用時に会員証（会員番号）を明示することにより、会員特典を受けられるものとします。

1. 月額会費

1人あたり1,500円（消費税及び地方消費税10%を含む。以下同じ。）

ただし、1年分の会費を先払いする場合は、年会費15,000円とします。

純サポーター会員は、月額会費一口500円とし、3項の特典は当社からの情報提供のみとします。

2. 会費の納入方法

月額会費の支払い方法は当社の指定する方法とします。支払時に手数料が発生する場合は会員負担になります。

3. 会費に含まれる特典

- (1) 月1回会員向けサイクリングイベント無料参加（参加人数上限設定有。申込先着順）
- (2) 月1回サイクリングツアー優待 30%割引（参加人数上限設定有。申込先着順）
- (3) 月1回自転車ミニ講座無料参加（参加人数上限設定有。申込先着順）
- (4) 自転車をはじめたくなるツアー初回無料参加（参加人数上限設定有。申込先着順）
- (5) 会員限定バーチャルサイクリング体験
- (6) レンタサイクル優待 30%割引
- (7) 月1回以上サイクリング情報の提供
- (8) あんどさいくりんぐ東京の施設利用（利用可能時間設定有）

第6条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、当社が入会申込を受付、その入会を承認し、第5条に定める月額会費の入金を確認したときから毎月の月末までとします。
2. 第8条による退会の申し出または第9条による会員資格の喪失がない限り、会員資格は更新するものとします。

第7条（電子メールの受信の同意及び会員に対する通知）

1. 会員は、本サービスの利用申込みにより、サービス提供者、付随サービスの提供者およびこれらの者が電子メールの送信を委託する第三者（以下総称して「メール送信者」といいます）が送信する電子メールを受信することに予め同意したものとします。
2. 会員は、登録した電子メールアドレス宛に、サービス提供者から通知その他の連絡がなされることを理解し、サービス提供者から送信されたメールを速やかに確認するものとします。
3. 会員は、サービス提供者からの電子メールを常に受信できるようにしなければなりません。サービス提供者は、サービス提供者からの電子メールの受信を拒否した会員に対し、その後の電子メールでの連絡を行わない場合があります。なお、そのことにより会員が何らかの不利益や損害を被ったとしても、サービス提供者は一切責任を負いません。会員は、サービス提供者からの電子メールを受信できない状態を解消した場合、その旨を速やかにサービス提供者に届け出るものとします。
4. メールアドレスの登録情報の誤り、判読不可能な文字化け現象等、申込内容に何らかの不具合が生じていた場合、メール送信者が電子メールをお送りできないことがあります。電子メールの不達・誤達・遅達等により、電子メールが届かなかった場合でも、メール送信者は一切責任を負いません。
5. サービス提供者は、会員全員に対する通知に関しては、本サービスのウェブサイト上に通知内容を公表することをもって、前項に定める通知に代えることができます。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなされます。

本規約等に基づく会員からサービス提供者に対する通知その他の連絡は、電子メールその他サービス提供者が別途指定する方法によるものとします。

第8条（退会）

会員は、当社の定める退会手続により、本サービスから退会できるものとします。会員は、退会を希望する月の10日までに届け出るものとします。

第9条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

1. 本規約に違反をしたとき
2. 事務局又はスタッフの指示に従っていただけない場合
3. 入会申込またはその登録事項の変更に際し、当社に虚偽の届出をした場合
4. 会員資格を更新する場合において定められた期限までに会費を支払わない場合
5. 当社の名誉もしくは信用を傷つけまたはそのおそれがある場合
6. その他会員として不適当である場合

前項により会員資格を喪失した場合、再入会を承認しない場合があります。

第10条（会費の滞納）

1. 会員は正当な理由がなく会費を3か月滞納した場合、当該会員を退会させることができます。
2. 滞納期間が発生する場合には、会員特典の利用はできません。

第11条（会費の改正）

当社は会費の改正を行うことがあります。会費を改正する場合は1ヶ月またはそれ以前にメールまたは会員専用ページに改正される会費を掲示します。

第12条（届出事項の変更）

会員は、届出事項（住所・氏名・電話番号・メールアドレス等）に変更が生じた場合は、速やかに当社事務局へ届け出るものとします。届出をされなかったことに起因して、郵便物等が未着となった場合、当社は一切責任を負いません。

第13条（会員の遵守事項）

会員の遵守事項を違反した場合または状況・程度によって会員資格の停止、除名または会員の禁止行為に該当する場合があります。

1. 各イベントにおいてスタッフの指示に従い、ルールを守ってください
2. 秩序を守り、他人に迷惑をかけないように努めてください
3. チームワークを守り、会員全員、明朗快活となるよう楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとるよう努めてください
4. 他人の許可なく、他人の物には触れないでください
5. 人によってサイクリングの楽しみ方や体力が異なることを十分に理解した上で、お互いに敬意を持って接するよう努めてください
6. あんどさいくりんぐ東京を施設利用する際（バーチャルサイクリング、施設内での長時間滞在、更衣室の利用など）は必ず決められた時間内で利用してください
7. 備品や建物を傷つけたり壊してはなりません。万一傷つけたり壊した場合はその賠償の責を負うものとします。

第14条（会員の禁止行為）

会員の禁止行為については、利用規約第9条に規定してありますが、以下の行為は同条に掲げる事由に該当しますので、確認のため例示いたします。

1. 本サービスのコンテンツを、個人的使用の目的以外に第三者への配信、データベースの作成など、二次的利用をする行為
2. 会費、諸料金、または諸費用を支払うことなく、不正に施設、サービスを利用する行為
3. 会員特典を営利目的または不正の目的のために利用する行為
4. 犯罪に結びつく又はそのおそれのある行為
5. わいせつ、差別的、宗教的又は政治的な行為
6. 施設利用者または当社スタッフ等に対する待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要、執拗な会話の強要等のつきまとい・ストーカー行為
7. 盗撮、盗聴、痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
8. 施設内で喫煙（電子タバコ、無煙タバコを含む）
9. 飲酒をしての施設を利用する行為
10. 利用時間、入館時間を守らず入館する行為及び、利用時間、退館時間を守らず滞在する行為
11. 当社の許可を得ずに、施設を利用して他の会員等に指導する行為
12. 当社の主旨に反する行為
13. その他、当社が不相当と判断する行為

第15条（会員資格・権利譲渡の禁止）

入会希望者及び会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく入会希望者又は会員としての地位について、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡又は売り渡すことはできず、使用承諾又は名義変更をすることはできません。

第16条（本サービスの終了）

利用規約の有効期限といえども、予告なく本サービスを終了することがあります。なお、有効期限の途中で終了であっても、支払い済みの月額会費は返金いたしません。

第17条（管理責任）

本サービス内で発生した事故・盗難について当社は一切の責任を負いません。ただし当社の責任と認められる事故については、当社が加入する保険金内で補償しそれ以上の責任は負わないものとします。

第18条（個人情報の保護）

当社は、以下の場合を除き、会員の通信履歴を含むその他の個人情報を、本サービスの提供以外の目的に使用せず、また、第三者に開示・提供しないものとします。

1. 当社の業務の広告宣伝、アンケート調査、本サービスに関連するサービスの提供のため、電子メール、郵便物等を送付する場合
2. 当該個人を特定できない方法にて開示・提供する場合
3. 法令その他公的機関の処分に基づき開示・提供が必要となる場合または法令により開示・提供が認められる場合
4. 本サービスの会費の決済のため必要となる場合
5. 当該個人との紛争解決のため必要な場合
6. 当該個人の事前の承諾を得た場合
7. 本サービスが第三者に譲渡され、第三者が同一のサービスを継続する場合

第19条（知的財産の帰属）

当社が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、考案、商標等に関する権利は、当社に帰属します。

第20条（知的財産の保護）

当社が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第21条（商号及び商標等の利用）

当社が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当社の事前の書面による承認を得る必要があります。

第22条（当社が発行する会員番号およびパスワードの管理および使用）

1. 会員は、当社が発行した会員 ID およびパスワードの管理および使用について、一切の責任を負います。
2. 当社が会員に発行する会員 ID およびパスワードは当該会員のみが使用することができます。会員は、これを第三者に使用させ、または第三者への譲渡その他の処分を行うことはできません。
3. 会員は、パスワードを失念した場合、速やかにパスワードの再設定を行わなければなりません。会員 ID およびパスワードの第三者による無断使用その他の理由により会員 ID およびパスワードを変更する必要がある旨、会員が当社に対して申請した場合、当社は、会員に付与した会員 ID およびパスワードを無効とし、新たな会員 ID およびパスワードを付与します。
4. 会員によるパスワードの失念、会員 ID およびパスワードの使用上の過誤、管理不十分または第三者による不正使用等により会員が損害を被った場合でも、当社は一切責任を負いません。

第23条（法令の準拠）

当社は各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、当社が別途規定を定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

第24条（反社会勢力の排除）

1. 当社は、利用申込者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、会員申込を拒否することができるものとします。
2. 当社は、会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、当該会員が付随サービスにかかる対価・費用を支払済みのときも、サービス提供者及び当該付随サービスの提供者は、一切の対価・費用の払戻しを行わないものとし、当該会員は、会員資格の取消しにより生じた損害等を何ら請求できないものとします。

【令和4年3月17日制定】

【令和4年8月31日改定】